

第2章 プランの基本目標

1 プランの基本目標

このプランでは、次の4つの基本目標を定め、その下に15の基本方向、さらに36の施策の方向を定め、音更町における男女共同参画社会の実現に向け、各分野の施策を総合的に推進します。

基本目標 1

人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくり

【意識づくり】

我が国では、性別による固定的役割分担意識が個人の主体的な選択や自己実現を難しくしている状況が続いており、このような状況を乗り越え、個人が各々の意思や能力に基づき、性別にかかわらず、誰でも主体的に学び・働く機会を得られる社会の実現が期待されてきました。

本町の第5期総合計画では「豊かな大地に広がる笑顔 今も未来も 住み続けたいまち おとふけ」をまちの将来像として、その実現のため、5つの基本目標を掲げました。

その基本目標の一つである「町民の力で動く、協働のまち」には、「男女を問わずいろいろな世代の町民が参加する協働によるまちづくりを進めます」と謳われており、性別を問わず誰もが能力を発揮してあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現を目指して、取り組みを進めてきました。

男女共同参画社会の実現には、性別による人権の侵害や女性への暴力など男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた意識づくりが必要です。そのためには、男女の人権を尊重する認識を社会でより深めていくことが求められています。家庭、学校、地域における男女平等の視点に立った教育の推進や社会の様々な場面に男女が参画することの大切さを伝え、町全体で取り組むべき課題であることを浸透させることがとても重要です。

また、男女共同参画は、多様な価値観に基づき、様々な生き方を自ら選択することを可能にするものであることから、男性にとっても大切なものであり、男性に対する男女共同参画の意義についても理解を深めていく必要があります。特に、男性が家事、子育て、介護などの家庭生活に参加しやすい社会的機運の醸成を図ることは、男女共同参画社会の形成にとって重要な取り組みの一つです。

これらの実現に向けて、町内にある帯広大谷短期大学などと連携して調査研究を進め、広報・啓発活動を通じて、人権の尊重を基本とする男女共同参画の意識づくりを進めます。

《基本方向》

- (1) 男女平等の視点に立った教育の推進
- (2) 男女共同参画の啓発
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) 女性の人権を尊重する認識の浸透

基本目標 2

男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくり 【まちづくり】

本町では、平成18年に「音更町まちづくり基本条例」を制定し、その中で「町は、まちづくりを進めるに当たり、男女の共同参画を基本とし、そのために必要な措置を講ずるものとする（第13条）」として、男女共同参画をまちづくりの大きな柱の一つとして定めました。本町は北海道の町村で最も人口が多いまちであり、多様な住民ニーズに対応するためには、幅広い年代における男女それぞれの視点が不可欠であると考えられます。

本町は、変化の著しい社会経済情勢に対応しながら、先人から受け継いだ発展を基礎とし、性別、年代などの多様性に配慮したまちづくりを推進してきました。意思決定の場に女性の視点を反映させることは、多様な考え方や個々の生き方を互いに認めあうまちづくりを進める上でとても重要です。

男女があらゆる分野に参画できる社会を築き上げるためには、個人の意思や能力に応じ、政策・方針決定の過程に女性を積極的に登用することで、女性が働きやすい社会の実現を図ることが大切です。特に、町が設置する審議会等への女性登用の促進は、男性だけでなく女性の視点からの意見を反映することにより、地域社会の新たな課題の発見や解決が期待できます。

また、地域における女性リーダーの支援や育成、コミュニティ活動への参加など、女性も男性も積極的にまちづくりに関わることのできるような施策を講じていくことが必要となります。

さらに、本町の主要産業の一つである観光分野では、女性の視点を導入した魅力ある観光地づくりに努め、交流人口の増加に向けて、あらゆる世代の男女が主体的に積極的な意見を交換できる機会を設けることが必要です。男女共同参画の視点を取り入れ、将来にわたり地域とともに安定した発展を遂げられる観光地づくりを進めるなど、男女がともにあらゆる分野に参画できるまちづくりを進めます。

《基本方向》

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) まちづくりにおける男女共同参画の促進

基本目標 3

男女がともにいきいきと働ける環境づくり

【働く環境づくり】

男女がお互いの意思に基づき、性別の違いを尊重しつつ、様々な状況に応じて仕事と家庭生活を両立することは、ライフスタイルが多様化している今日においてとても重要です。

性別による固定的役割分担意識により女性だけが子育てや介護を負担している状況を打開するためには、男女がともに支えあうことが必要です。社会がワーク・ライフ・ balan

スについての理解と普及に努め、地域の様々な機関と連携しながら働く環境を整えていくことは、女性の社会参加を推進する上で不可欠なものと考えられます。

一方で、依然として、女性が自らの意思に基づいてその能力に応じた就業機会を得ることが困難な状況があることも事実です。働く意思や能力のある人が、女性というだけで希望の職種に就くことができず、自らの意思に反して仕事を辞めなければならないとしたら、それは多様な価値観を分かちあうことで達成される男女の協働を損なうこととなります。

男女共同参画の推進において、女性の働き方を考えることは男性の働き方を考えることにもなります。

本町では、子育て支援や介護支援サービスの提供、相談窓口の設置など、サポート体制の充実を図ることで、仕事と家庭が調和した暮らしを男女がともに達成できるまちづくりを推進します。

また、女性の起業支援や再チャレンジ支援の充実を図ることや、本町の基幹産業である農業における6次産業化の促進においても男女の視点の導入に努め、男女がともにいきいきと働ける環境づくりを進めます。

《基本方向》

- (1) 男女がともに働くための環境整備
- (2) 子育て支援・介護支援体制の充実
- (3) 就労における男女平等の促進
- (4) 就業機会の促進
- (5) 経営活動等における男女共同参画の促進

基本目標 4

男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる環境づくり

【生活環境づくり】

近年、配偶者やパートナー間での暴力（*ドメスティック・バイオレンス）が社会問題となっています。被害者は女性である場合が多く、同時に若年化が進む傾向にあることから、性別によるお互いの違いを適切に理解し、相手を思いやる心を育成する機会を設けることが重要です。いかなる場合でも暴力は重大な人権侵害であり、男女間の暴力は根絶しなければならぬという社会的認識の徹底を図るため、関係機関と連携し、その予防と根絶に向けた取り組みを推進します。

ストーカー行為やセクシャル・ハラスメントなどの性的な暴力や嫌がらせへの対応についても、これらが犯罪行為であるとの認識を深める必要があります。男女は対等・平等であり、暴力等によってその関係が毀損され、個人の尊厳が侵害されることはあってはならないことから、暴力や嫌がらせに対する予防とともに、被害者への相談窓口や支援体制の強化を図ります。

* ドメスティック・バイオレンス（DV）：家庭内における暴力行為。夫や恋人など近い関係にある男性から女性への暴力。特に近年は若年層における男女間での暴力をデートDVと呼んでおり対策が急がれる。暴力とは身体的な暴力行為のほか、精神的、性的暴力も含む。

また、すべての男女がいいきとした生活を送るためには、心身の健康保持が重要であることから、母子・父子保健の充実や、食育による食を通じた健康づくりを進めます。食育は、健康づくりのほかにも、家庭における男女の役割を考えるきっかけになるとともに、地産地消を推進することで地域の活性化や郷土愛の育成にも結びついていくため、あらゆる世代の男女にとって重要な取り組みです。

男女共同参画社会の実現には、あらゆる世代がお互いを思いやり、多様性を認識しあい、他者を尊重しあう社会を形成することであり、高齢者や障がいをもった人たちへの社会参画や自立支援を推進することが必要です。

また、東日本大震災以降、男性だけでなく女性の立場を考慮した防災体制づくりが求められていることから、災害時における男女双方の視点を取り入れた防災体制を整備します。

さらには、性別を問わず誰もが自身の意思に応じた能力を発揮するために、様々なライフステージにおける学習機会の提供を行うなど、男女がともに心豊かに安全に安心して暮らせる生活環境づくりを進めます。

《基本方向》

- (1) 女性に対するあらゆる暴力や嫌がらせの根絶
- (2) 健康づくり・食育の推進
- (3) 誰もが安心して暮らせる環境整備
- (4) 生涯学習の推進



2 プランの体系

